

昭和四十二年大蔵省令第十九号

印紙税法施行規則

印紙税法及び印紙税法施行令の規定に基づき、印紙税法施行細則（昭和三十九年大蔵省令第十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

**第一条 削除**

（税印を押すことの請求ができる税務署等）

**第二条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号。以下「法」という。）第九条第一項に規定する**

財務省令で定める税務署は、別表第二のとおりとする。

**第三条 法第十条第一項に規定する財務省令で定める印影の形式は、別表第三のとおりとする。**

**第四条 法第十三条第一項に規定する財務省令で定める印影の形式は、別表第四のとおりとする。**

（納付印の印影の形式等）

**第五条 法第十一条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す場合には、赤色のインキを使用しなければならない。**

**第六条 法第十二条第三項及び第十三条第三項に規定する財務省令で定める表示の書式は、別表第五のとおりとする。**

**第四条 法第十一条第三項及び第十二条第三項に規定する財務省令で定める表示の書式は、別表第五のとおりとする。**

**第五条 法第十二条第三項に規定する印影の形式に規定する財務省令で定める表示の書式は、別表第六のとおりとする。**

**第六条 法第二十三条の二及び第二十三条の四に規定する財務省令で定める表示の書式は、別表第七のとおりとする。**

**附 則 抄**

1 この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。  
2 改正後の印紙税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二項に規定する印影の形式には、当分の間、当該印影の形式のうち、記号及び番号を有しないものを含むものとする。

**附 則（昭和四十二年六月二十七日大蔵省令第三四号）抄**

1 この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

**附 則（昭和四五年四月三〇日大蔵省令第三四号）抄**

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

**附 則（昭和四七年五月一三日大蔵省令第四一號）抄**

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

**附 則（昭和四七年七月一〇日大蔵省令第五八号）抄**

この省令は、昭和四十七年七月十日から施行する。

**附 則（昭和四九年三月一五日大蔵省令第二三号）抄**

この省令は、昭和四九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（昭和四九年一〇月一一日大蔵省令第五九号）抄**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五一年一二月一一日大蔵省令第三四号）抄**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五一年三月三一日大蔵省令第一一號）抄**

この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の印紙税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二項に規定する印影の形式には、当分の間、当該印影の形式のうち、記号及び番号を有しないものを含むものとする。

**第一条 削除**

（施行期日）この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。

**附 則（昭和五六年三月三一日大蔵省令第一一號）抄**

2 改正後の印紙税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二項に規定する印影の形式には、当分の間、当該印影の形式のうち、記号及び番号を有しないものを含むものとする。

**附 則（昭和六二年九月二九日大蔵省令第四八号）抄**

2 改正後の印紙税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二項に規定する印影の形式には、当分の間、当該印影の形式のうち、記号及び番号を有しないものを含むものとする。

**附 則（昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五七号）抄**

この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄**

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則（平成三年六月一四日大蔵省令第三五号）抄**

この省令は、平成三年七月十日から施行する。

**附 則（平成二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄**

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則（平成三年六月一四日大蔵省令第三五号）抄**

この省令は、平成三年七月十日から施行する。

所轄国税局	税務署名	又は沖縄国税事務所
東京	麹町、日本橋、京橋、芝、四谷、麻布、浅草、品川、世田谷、渋谷、新宿、豊島、王子、本所、立川、横浜中、川崎南、小田原、千葉東、甲府	税事務所
関東信越	浦和、川越、熊谷、水戸、宇都宮、足利、前橋、長野、諏訪、松本、新潟、長岡	
大阪	東、西、南、北、阿倍野、東淀川、茨木、堺、門真、上京、下京、福知山、神戸、尼崎、姫路、奈良、和歌山、大津	
札幌	札幌中、函館、小樽、旭川中、室蘭、北見、釧路、帶広	
仙台	仙台北、盛岡、福島、いわき、秋田南、青森、山形、酒田、米沢	
名古屋	名古屋中、名古屋中村、昭和、熱田、一宮、岡崎、豊橋、静岡、沼津、浜松西、津、四日市、岐阜北	
金沢	金沢、小松、福井、富山、高岡	
広島	広島東、海田、尾道、福山、山口、徳山、下関、宇部、岡山東、鳥取、米子、松江	
高松	高松、松山、今治、徳島、高知	
福岡	福岡、博多、飯塚、久留米、小倉、佐賀、長崎、佐世保	
熊本	熊本西、大分、鹿児島、川内、宮崎、延岡	
那覇、沖縄	那覇、沖縄	



第二号

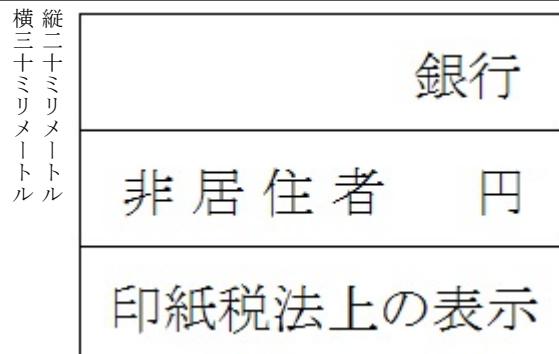


第一号  
別表第四  
直径四十ミリメートル



別表第三

甲 縦二十六ミリメートル	乙 縦二十二ミリメートル
横二十八・六ミリメートル	横二十二ミリメートル
二十四・二ミリメートル	



別表第六

第二号

別表第五

印紙税申告納付につき  
稅務署承認済

印紙税申告納付につき  
稅務署承認済

縦十五ミリメートル以上	縦十七ミリメートル以上
横十七ミリメートル以上	横十五ミリメートル以上

縦二十一ミリメートル
円建銀行引受手形
印紙税法上の表示